

岩手県告示第 536 号

出納員に対する委任事項（平成 20 年岩手県告示第 99 号）の一部を次のように改正し、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

平成 20 年 7 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
3 広域振興局保健福祉環境部福祉課長若しくは総合支局保健福祉環境部管理福祉課長（花巻総合支局保健福祉環境部遠野保健福祉環境センターにあつては遠野保健福祉環境センター所長、一関総合支局地域支援部千厩県民センターにあつては千厩県民センター所長）又は地方振興局保健福祉環境部福祉課長（盛岡地方振興局にあつては、保健福祉環境部 <u>児童障害福祉課長</u> ）である出納員に対する委任事項 [略]	3 広域振興局保健福祉環境部福祉課長若しくは総合支局保健福祉環境部管理福祉課長（花巻総合支局保健福祉環境部遠野保健福祉環境センターにあつては遠野保健福祉環境センター所長、一関総合支局地域支援部千厩県民センターにあつては千厩県民センター所長）又は地方振興局保健福祉環境部福祉課長（盛岡地方振興局にあつては、保健福祉環境部 <u>児童障がい福祉課長</u> ）である出納員に対する委任事項 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	